

益田市上水道防災給水計画

令和 4 年度

益田市上下水道部

(業務課・工務課)

目 次

第1章 総 則

1. 計画作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の構成内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 給水計画

1. 実施担当責任者及び協力者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 供給対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 供給の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 給水のための応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 給水施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6. 給水の費用及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 ライフライン施設応急計画

1. 上水道等応急復旧対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第4章 防疫計画

1. 防疫の種別及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 総 則

1. 計画作成の目的

この計画は、災害等のため飲料水が枯渇、又は現に使用している飲料水が汚染のため飲料に適する水を得ることができない者に対して、「益田市地域防災計画」と連携し飲料水の供給を実施することを目的とするものである。

2. 計画の方針

住民の生命・身体及び財産を守るため、益田市における防災に関する基本的事項を定めた「益田市地域防災計画」と連携し、災害時における安定的に飲料水を供給するものとする。

3. 計画の構成内容

本計画は風水害等の災害及び事故災害等を対象とする。

第1章 総則

この計画の基本方針、計画の基本となる事項

第2章 給水計画

風水害等発生時における給水計画

第3章 ライフライン施設応急計画

上水道施設復旧計画及び応援計画

第4章 防疫計画

防疫活動に対する給水活動計画

第2章 給水計画

1. 実施担当責任者及び協力者

飲料水の供給実施は益田市上下水道部（業務課・工務課）が担当し、その責任者を益田市上下水道部長とする。上下水道部長は実施にあたり益田市災害対策本部および市域内の水道関係者の協力を求めて迅速に実施するものとする。

2. 供給対象者

益田市上水道給水区域内において、災害のため現に飲料水を得ることができない地区に居住している者、（住家、家財の被害がない場合でも、その地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また、反対に住家に被害があっても自力で近隣から確保できるときは対象としない。）

益田市上水道給水区域外においては、益田市災害対策本部からの依頼により、益田市と益田市水道事業管理者の間で協定書を定め給水供給活動を行うものとする。

3. 供給の方法

供給にあたっては、衛生管理に留意し益田保健所と連絡をとり、水質検査の実施等を行い供給するものとする。

(1) 共同給水施設及び井戸使用者に対する供給

汚染が著しく、又は施設が破壊され枯渇したときは、附属資料に定める補給水利場所から供給する。

(2) 上水道利用者に対する供給

災害により汚染され、又は施設が破壊され、枯渇したときは、あらゆる手段を講じ飲料水の供給を行うものとする。

(3) 輸送の方法

(ア) 飲料水の給水を行う必要があるときは、直ちに応急給水の搬送器具を調達し、車輛により搬送するものとする。

(イ) 上下水道部長は、災害が激甚或いは広域にわたり応急給水を必要とする場合は、協定に基づき、一般社団法人益田管工事業センターに協力を要請する。

(4) 関係機関への応援要請

上下水道部のみによる供給が困難なときは、公益財団法人日本水道協会、島根県、隣接市町村及び関係機関に応援を求めるとともに、自衛隊の給水車の派遣を益田市、島根県を通じ要請するものとする。

(5) 供給量

飲料水の供給量は、最低供給量は最低1人1日20リットルを目安とするが被災直後は生命維持のための量、1人1日3リットル程度とする。

(6) 薬剤及び応急給水の搬送器具の調達先は附属資料のとおりである。

(7) 住民への広報

給水場所、給水方法、給水時間等のきめ細かい住民への広報や、飲用井戸等を使用する住民に対する煮沸飲用、水質検査の指導を広報する。

(8) ボランティアとの連携

災害時の応急給水活動は広範囲にわたる場合があり、迅速に要因を確保する。また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

4. 給水のための応援要請

市内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し公益財団法人日本水道協会、島根県又は隣接市町村等に対して応援要請を行うものとする。

(1) 給水対象地区、人口

(2) 1日の必要量

(3) 水源の要請

- (ア) 水源からの給水、運搬
- (イ) 取水日時及び期間
- (4) 給水機材の要請
 - (ア) 品目別必要数量
 - (イ) 必要とする日時及び期間
 - (ウ) 機材の運搬について
 - (エ) 集積場所
- (5) 給水全般に対する要請
 - (ア) 給水日時
 - (イ) 給水場所
 - (ウ) 地区の給水受入体制について
 - (エ) その他
- (6) その他必要となる事項

5. 給水施設の応急復旧

災害により水道施設に被害をこうむり、給水不能の状態となったときは直ちに応急復旧を行うものとする。

災害が激甚で災害時に応急復旧ができないときは、災害が終息後、直ちに復旧計画をたて実施するものとする。なお、上下水道部長はあらかじめ応急復旧資材の調達先及び調達可能数量を把握しておくものとする。

6. 給水の費用及び期間

(1) 費用の基準

上水道給水区域内において飲料水供給のため支出できる費用は、次のとおりで当該地における通常の実費とする。また、上水道給水区域外や災害救助法適用外の災害にあつては市の負担とする。

- (ア) 機械の借上料(自動車、舟艇等)
- (イ) 器具の借上料(タンク等)
- (ウ) 燃料費(自動車燃料等)
- (エ) 薬品及び資材費

(2) 供給期間

給水の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、事情により期間を超えて供給を必要とするときは、法の適用にあつては知事に協議し、その他にあつては、市長が市水道事業管理者と協議し延長を決定する。

第3章 ライフライン施設応急計画

1. 上水道等応急復旧対策

災害による水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民等が必要とする飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると、住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短時間に復旧するため、水源ならびに配水施設の十分な機能を確保し、配水管幹線を最優先とし配水管、給水装置の順に復旧を進め給水の再開に努める。

(1) 応急復旧活動の実施

(ア) 応急復旧活動の優先順位

市（水道事業管理者）は、住民の生活用水確保を目途に適確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに復旧できるよう努める。

(イ) 応援の要請

災害時における応急対策等の実施にあつては、市（水道事業管理者）のみでは、その実施は困難な場合が多い。このため市民の協力を必要とするが、特に協力団体の応援・協力、技術要員の応援派遣を要するので、上下水道部長はこの応援体制について各団体とあらかじめ協議しておき、応援の必要あるときは次により要請するものである。

なお、上下水道部は日本水道協会島根支部を通じ、「公益財団法人日本水道協会」との応援協力体制があり、また、地元団体として「一般社団法人益田管工事業センター」と災害対応業務応援に対する協定書を締結している。災害応援に関する協定書は付属資料のとおりである。

(ウ) 広報・周知

復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(2) 応急給水対策

「第2章 給水計画」に基づき応急給水を行う。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて給水工事業業者への資機材等の調達依頼により確保を図る。

第4章 防疫計画

1. 防疫の種別及び方法

(1) 飲料水の供給

「島根県地域防災計画（風水害等対策編）」第2編第1章第15節に基づき、飲料水を供給するものとする。実施にあたっては第2章給水計画に定めるところにより行う。